

保育士養成課程に求められるソーシャルワーク教育

田中幸作

東海学院大学健康福祉学部総合福祉学科

要 約

2008（平成20）年の保育所保育指針の改定により、保育士に、子どもへの保育（ケアワーク）に加え専門的知識等をもって子どもの保護者に対してソーシャルワークの機能を発揮することが期待されている。保育士養成課程においては、ソーシャルワークの知識をもった保育士を養成することが求められるが、保育士養成課程におけるソーシャルワーク教育のあり方については十分な議論や見解に至っていないことも先行文献の調査により明らかになった。そこで、本研究では、筆者が平成29年度前期、初めて保育士養成課程において担当した科目「社会福祉」を履修した学生へのアンケート調査の結果からソーシャルワーク教育方法を検討するとともに、保育士養成課程に求められるソーシャルワーク教育のあり方を考察することを目的とした。その結果、新聞記事などを活用して社会問題に関心が持て、社会問題が引き起こす生活問題に対処する社会福祉の制度体系を具体的に理解できるような講義の工夫が必要なことなどが示唆された。また、保育士養成課程においては、従来からの子どもへの保育（ケアワーク）の知識と、保護者との適切な関わりやコミュニケーションを通して子ども・子育て家庭にある問題を発見するソーシャルワークの基本的な能力を習得するための教育が必要であることが考えられた。

キーワード：子ども・子育て家庭支援、保育士、ソーシャルワーク、ケアワーク

1. 問題と目的

1965（昭和40）年に制定された保育所保育指針は1990（平成2）年、2000（平成12）年の改定を経て、2008（平成20）年に3度目の改定が行われた。2008（平成20）年の改定では、それまでの局長通知から厚生労働大臣による告示となり、全国の認可保育所が遵守すべき法令として示されることとなった。2008（平成20）年の改定の要点の一つとして、保育所における保護者への支援は保育士の業務として明記されるとともに、独立した第6章「保護者に対する支援」を設け、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域における子育て家庭に対する支援を行うことが明示されたことがあげられる。よって、保育士は、子どもへの保育という「ケアワーク」と、その専門的知識等をもって子どもの保護者や地域の子育て家庭に対して「ソーシャルワーク」の機能を発揮するという役割が期待されることになったといえよう。しかし、保育所保育指針解説書を見ると、ソーシャルワークの機能を担うのは保育士であるとしつつ、ソーシャルワークを中心的に行う専門職ではないとも明記されている。

子育て家庭においては、近年、子育てを取り巻く環境

は大きく変化した。子育て家庭と地域や社会をつなぐネットワークは弱体化し、育児の孤立化を生み出し、これらの問題と相まって、子育ての不安やストレス、貧困、子どもや親の病気や障害、虐待など、様々な困難な問題が発生している。このような問題に対して、子育てにかかる経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備などの少子化対策が進められている¹⁾。しかし、これらの対策が効果的に機能するためには、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することが必要であり、そのためにはソーシャルワークの専門職の介入が求められると考える。

筆者は、2017（平成29）年度前期、短期大学部において、初めて保育士養成課程の学生に「社会福祉」の講義を担当した。子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化するなかで、子どもや家族と向き合う最も近い位置にある保育士が社会福祉を学ぶ意義は大きい。それは、子育て家庭のニーズと社会福祉の制度やサービスとの橋渡しをするソーシャルワークの機能を発揮できるためである²⁾。しかしながら、「保育士はソーシャルワークを中心的に行う専門職ではない」とすると、「保育士の担うソーシャ

ルワークの範囲や役割は何か」という疑問も生じる。保育士養成課程におけるソーシャルワーク教育の動向を先行研究から調査を行ったところ、例えば、鶴が2009（平成21）年の著書の中で、保育ソーシャルワークに関する統一した見解はなく明確に定義されたものは数少ないと述べているように、保育士養成課程においては、保育士を目指す学生が、将来、保育ソーシャルワークを実践することができる能力を養うための教育のあり方に関して研究の必要性を感じた。

そこで、本研究は、筆者が担当した「社会福祉」を履修した学生に対して実施したアンケート調査の結果からソーシャルワーク教育方法を検討するとともに、保育士養成課程に求められるソーシャルワーク教育のあり方について考察することを目的とした。

2. 先行研究調査

検索は、国立情報学研究所の情報検索サイト CiNi を使用した。保育所保育指針の改定された 2008（平成 20）年の第三次改定以降の文献は、「保育士養成」と「ソーシャルワーク」の 2 つのキーワードを含む文献から 12 件、「保育士」と「ソーシャルワーク」の 2 つのキーワードを含む文献からは 37 件（検索は 2017 年 8 月）がヒットした。そのなかで、保育士養成課程において行われるソーシャルワーク教育に関しては、次に示されるような研究が確認できた。

高野（2013）は、保育ソーシャルワークに関する先行文献の調査を行い、養成課程における教育のあり方について考察している。それによると、保育ソーシャルワークに関して、ケースワークだけではなく、コミュニティワーク機能、ケアマネジメント機能など、多様な機能の習得と活用場面に関するイメージの明確化が求められるとしている。しかし、現行の保育士養成カリキュラムでは、習得しうる内容と確保できる時間数が必ずしも十分であるとはいえないとして、養成校と保育現場との連携の重要性を示している。保育士養成における時間数の問題について松本（2008）は、2 年課程での養成が大部分を占める保育士養成教育において、2 年間という限られた時間内に実践的なソーシャルワークを教授することは難しい問題だとして、4 年課程での養成も視野に入れた見直しの必要性についても提示している。ソーシャルワーク教育の必要性について、高野（2013）は、保育士は自分の考えに相容れない保護者に向き合うときに消極的になってしまうなど保護者との関わり方やコミュニケー

ションに悩む保育士の増加などの現状について述べ、保育士としての職業イメージ、保育ソーシャルワークにまつわる技術の必要性、活用場面に関するイメージの明確化が養成課程の段階から求められることが明らかとなったとして、教育システムの検討を今後の課題としている。

また、保育士養成課程におけるソーシャルワーク教育の実践研究として杉野（2012）は、保育士を目指して学んでいる学生はソーシャルワークに近い感覚をどれだけ認識しているのかを「私たちの倫理綱領」作成演習を通して考察している。その結果、まずは子どもに直接関わる成長や発達に最も関心が高く、そのことについての倫理基準の記述が圧倒的に多く、いわゆるケアワークとしての倫理基準が多数を占めた。一方、アドボケート機能、コミュニティワークやソーシャルアクションとしての地域の子育て支援についての記述は非常に少なく、これからの保育士養成課程において強調していく必要があると述べており、保育士養成課程におけるソーシャルワーク教育を充実していく必要性をうかがうことのできる研究であった。

先行研究調査から、保育士を目指す学生に対して保育現場で実践のできる保育ソーシャルワークの知識の習得が求められている状況が理解できた。しかし、保育ソーシャルワークを効果的に実践できる保育士を養成するためには、ソーシャルワーク教育方法に関する研究と議論を重ねる必要があると考える。

3. ソーシャルワークと保育ソーシャルワーク

（1）ソーシャルワークとは

ソーシャルワークについて、空閑（2015）は、「何らかの生活問題や困難状況を抱える人が、その状況が解決・改善されて、再び安定した生活を取り戻すためには、相談できる場所や制度やサービス、専門家の援助などの支えが必要である。社会福祉の制度やサービスを活用しながら生活困難状況にある人々を支える営みがソーシャルワークである」と定義している。

私たちは生活していくなかで、例えば、介護や子育て、就学によるいじめや不登校、就労における非正規雇用や失業問題、疾病や障害など、様々な困難が生ずることがある。このような問題は、今日の複雑化した社会においては、個人や家族だけでは解決できない場合が多く、様々な専門家の助言や社会福祉の制度やサービスを活用しながら生活困難状況にある課題を解決することが必要であ

る。人びとが、よりよい生活を営むことができるようにするための社会福祉の実践が、ソーシャルワークなのである。

(2) 保育ソーシャルワークが求められる理由

先述の通り、鶴（2009）は、保育ソーシャルワークに関する統一した見解はなく、明確に定義されたものは数少ないと述べているが、明確に定義されたものとして、橋詰の「一人の子どもを家族全体で理解して、その福祉を保証する視点を持ち、子育てに関する社会資源を活用、調整しながら問題解決を図る方法論をいう。加えてそのプロセスを通して保護者とともに解決していく姿勢で、個人と社会との結びつきを視野に入れた保育活動」という保育ソーシャルワークの定義を紹介している。

子ども・子育て家庭を取り巻く多くの問題は、個人的要因だけではなく、家族や近隣住民、学校や職場、もっと広い社会も含んでいる。現代社会において、子ども・子育て家庭を取り巻く環境は、都市化、少子高齢化などの社会状況を反映して大きく変化し、児童虐待や子どもの貧困などが社会問題となっている。ゆえに、保育ソーシャルワークの視点が必要であり、子どもたちとの関わりを通して家庭を見つめることができる保育士にその役割が期待されているといえよう。

4. 保育士養成課程におけるソーシャルワーク教育

保育士は、1998（平成10）年の児童福祉法改正により、従来の保母と称していた任用資格から保育士と名称が改められ、2001（平成13）年の同法改正により国家資格となった。同法第18条の4において、保育士は「保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者」と規定している。国家資格となった保育士の業務に保護者に対する保育指導が加わったことにより、2001（平成13）年に保育士養成課程のカリキュラム改定が行われた。それにより、「社会福祉Ⅰ（講義）」は「社会福祉（講義）」に、「社会福祉Ⅱ（演習）」は「社会福祉援助技術（演習）」に変更、併せて保育士の保護者等への子育て支援を体系的に学ぶ科目として、「家族援助論（講義）」が新設された。これまで、「社会福祉Ⅱ」に包括されていた社会福祉援助技術を教科目として独立させたのは、保護者に対する保育指導において、ソーシャルワークを教授する根幹的な科目として位置づけたもの

である。

さらに、2008（平成20）年に、保育所保育指針の第三次改定が行われると、2010（平成22）年7月、厚生労働省告示第278号により、再度、保育士養成課程は改正され、2011（平成24）年度入学生から適用されている。例えば、「社会福祉援助技術（演習2単位）」は、改正後、「相談援助（演習1単位）」と「保育相談支援」（演習1単位）に分割された。また、「家族援助論」は家庭、地域などを視野に入れた支援のあり方や支援体制について理解することが必要となっているため「家庭支援論」に名称変更されている。各教科目の教授内容の標準的事項は、『指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について』（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において示されている。ここで示されている「教科目の教授内容」をもとに、先述のソーシャルワーク、保育ソーシャルワークの定義などからソーシャルワークのキーワードを、家庭、保護者、相談支援、専門職（性）、社会福祉制度、社会資源などとして、ソーシャルワークの基礎的な知識を教授する科目をあげると、「保育原理」、「児童家庭福祉」、「社会福祉」、「相談援助」、「社会的養護」、「保育者論」、「家庭支援論」、「社会的養護内容」、「保育相談支援」などをあげることができる。なお、筆者が担当した「社会福祉」の教授内容は表1に示したとおりである。社会福祉と児童家庭福祉、社会福祉の制度と実施体系、社会福祉における相談援助などの内容は、保育ソーシャルワークの実践のために必要となる知識である。

5. 研究

(1) 研究の目的

筆者は、2017（平成29）年度前期、短期大学部において、初めて保育士養成課程の学生に「社会福祉」の講義を担当した。子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化するなかで、保育士をめざす学生が「社会福祉」を学ぶ意義は大きい。それは、子ども・子育て家庭と社会福祉の制度やサービスを繋ぎ、保護者とともに問題を解決すること、すなわち、保育ソーシャルワークを実践するために必要な科目と言えるからである。

そこで、「社会福祉」を履修した学生へアンケート調査を行い、その結果をもとに保育士養成課程におけるソーシャルワーク教育方法の検討を行うことを目的とした。

保育士養成課程に求められるソーシャルワーク教育

表1 「社会福祉」の教授内容

<p>〈科目〉</p> <p>社会福祉（講義・2単位）</p>
<p>〈目標〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現代社会における社会福祉の意義と歴史の変遷について理解する。 2. 社会福祉と児童福祉及び児童の人権や家庭支援との関連性について理解する。 3. 社会福祉の制度や実施体系等について理解する。 4. 社会福祉における相談援助や利用者の保護にかかわる仕組みについて理解する。 5. 社会福祉の動向と課題について理解する。
<p>〈内容〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現代社会における社会福祉の意義と歴史の変遷 <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉の理念と概念 (2) 社会福祉の歴史の変遷 2. 社会福祉と児童家庭福祉 <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉の一分野としての児童家庭福祉 (2) 児童の人権擁護と社会福祉 3. 社会福祉の制度と実施体系 <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉の制度と法体系 (2) 社会福祉行財政と実施機関 (3) 社会福祉施設等 (4) 社会福祉の専門職・実施者 (5) 社会保障及び関連制度の概要 4. 社会福祉における相談援助 <ol style="list-style-type: none"> (1) 相談援助の意義と原則 (2) 相談援助の方法と技術 5. 社会福祉における利用者の保護にかかわる仕組み <ol style="list-style-type: none"> (1) 情報提供と第三者評価 (2) 利用者の権利擁護と苦情解決 6. 社会福祉の動向と課題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 少子高齢化社会への対応 (2) 在宅福祉・地域福祉の推進 (3) 保育・教育・療育・保健・医療等との連携とネットワーク (4) 諸外国の動向

『指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について』（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）より抜粋

（2）対象と方法

2017（平成29）年度前期において、筆者が担当した講義「社会福祉」（開講年次は1年）を履修した学生を、調査の対象とした。

「社会福祉」を学ぶ理由（表2）及び講義のなかで関心を持った内容（表3）について、講義初期（第3回目）にアンケート調査を行った。また、講義終期（15回目）

に、同様の調査を行った。なお、表2に示した「社会福祉」を学ぶ理由についての質問項目は、田家（2014）の研究を参考にして作成した。

（3）調査期間

講義初期の調査は2017（平成29）年4月20日、講義終期の調査は2017（平成29）年7月27日に、いずれも

授業終了時 10 分間で行った。

(4) 倫理的配慮

本研究におけるアンケート調査は、東海学院大学倫理基準に基づいて実施した。調査協力の依頼に際し、①調査協力への同意は自由であること、②得られたデータは教育・研究以外の目的には使用しないこと、③アンケートの回答結果が授業評価に影響を及ぼすことは一切ないこと、④協力しない場合も授業評価には一切影響を及ぼさないことを質問紙に明記するとともに口頭で説明して同意を得たうえで、無記名により実施した。

講義初期の調査は35名（回収率87.5%）、講義終期の調査も35名（回収率97.2%）から回答を得た。

(5) 分析方法

提出されたアンケート用紙について、「はい」「いいえ」で答える回答(表 2)については、各項目毎に単純集計を行った。表 3 には授業を行った主な内容を提示し、関心を持った内容について回答(複数回答可)を求め、回答数を集計した。また、アンケート調査票には自由記述を設けており、記述された内容を分析するために用いた。

(6) 結果

学生が「社会福祉」を学ぶ理由は、表 2 の通りであった。授業を通して「知識を増やせた」、「現状を知ること

ができた」と考えた学生数が増加した。具体的には、「はい」と答えた学生数は、「知識を増やせた」は講義初期は 29 人 (82.9%) であったが講義終期は 34 人 (97.1%) となった。また、「現状を知ることができた」は講義初期は 30 人 (85.7%) であったが講義終期は 34 人 (97.1%) となった。一方で、「社会福祉に関心を持った」と答えた学生は、講義初期は 22 名 (62.9%)、講義終期においては 24 名 (68.6%) となっており、授業を通して関心が持てた学生数に大きな変化は見られず、他の質問項目に比べ「はい」と答えた人数も少ない結果となった。講義終期の質問項目で「はい」と答えた学生の自由記述からは、「社会福祉は私たちの生活と関係が深い」、「保育士として、また、社会人として知っておくべき制度やその仕組みが学べてよかった」、「制度は完璧ではないけど、社会福祉がしっかり行われている今の日本は凄いと聞いた」、「自分の今の生活は、すごく恵まれていると実感した」、「知らなかった制度や施設などについて学び、もっと知りたいと思った」などの意見が見られた。これらの記述から、保育士になるために履修しなければいけない科目という考えだけではなく、私たちの生活にも関係している科目として「社会福祉」を学べたのではないかと考えられる。

次に、「社会福祉」の授業のなかで関心を持った内容については、表 3 の通りであった。「少子高齢社会」と「障害者福祉」に関心を示した学生が多くを占めていた。

表2 「社会福祉」を学ぶ理由

		必修単位		知識を増やす		関心がある		現状を知る		役に立ちそう		就職に必要な	
		人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
講義初期	はい	35	100	29	82.9	22	62.9	30	85.7	34	97.1	31	88.6
	いいえ	0	0	6	17.1	13	37.1	5	14.3	1	2.9	4	11.4
講義終期	はい	29	82.9	34	97.1	24	68.6	34	97.1	34	97.1	32	91.4
	いいえ	6	17.1	1	2.9	11	31.4	1	2.9	1	2.9	3	8.6

調査項目の詳細

- | | | |
|--------|----------------------------|-------------------------|
| 必要単位 | …講義初期：資格取得の必修単位だから | 講義終期：単位を修得できそうだから |
| 知識を増やす | …講義初期：社会福祉の知識を増やしたいから | 講義終期：社会福祉の知識を増やせた |
| 関心がある | …講義初期：社会福祉に関心があるから | 講義終期：社会福祉に関心を持った |
| 現状を知る | …講義初期：社会福祉の現状を知ることができるから | 講義終期：社会福祉の現状を知ることができた |
| 役に立ちそう | …講義初期：この授業「社会福祉」は役に立ちそうだから | 講義終期：この授業「社会福祉」は役に立った |
| 就職に必要な | …講義初期：社会福祉の知識は就職に必要だと思うから | 講義終期：社会福祉の知識は就職に必要だと思った |

保育士養成課程に求められるソーシャルワーク教育

表3 「社会福祉」の授業のなかで関心を持った内容（複数回答可）

少子高齢社会	社会福祉制度	社会福祉専門職	生活保護制度	高齢者福祉	障害者福祉	その他
13	2	4	3	4	12	0

調査項目の主な授業内容

少子高齢社会：新聞記事等を用いて、我が国の少子高齢化の現状、児童家庭支援に関する対策と課題及び保育士の役割などに関する説明と「少子高齢化の問題点」についてのグループワーク等

社会福祉制度：戦後の社会福祉に関する法制度の種類や内容を、法制度が必要となった社会背景を含めて説明等

社会福祉専門職：保育士が子どもと子育て家庭に対して支援を行うために連携・協働していく社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士などの役割や機能を根拠法をもとに説明等

生活保護制度：貧困の現状と保育士が生活保護を学ぶ理由、さらに、生活保護制度利用までの手続きや制度の内容に関する説明等

高齢者福祉：保育士が高齢者福祉を学ぶ理由、さらに、後期高齢者医療制度や介護保険などの社会保障制度に関する説明等

障害者福祉：保育士が障害者福祉を学ぶ理由、さらに、障害者総合支援法の概要に関する説明等

この2項目に関心を持った理由を自由記述で確認すると、「少子高齢社会」については、「少子高齢社会の具体的な問題点がわかったから」、「少子化の問題、高齢者の問題は、今、日本が抱えている問題であり、私自身にも関わってくることだから」などであった。また、「障害者福祉」については、「障害者のことを他の授業でも学んだから」、「福祉サービスに様々なものがあることがわかったから」、「障害の有無に関係なく平等に生活できることが大切だと思ったから」などの記述が見られた。一方で、保育士の実践するソーシャルワークは多くの場面で社会福祉士などの専門職との連携・協働が必要となるが、「社会福祉専門職」に関心を示した学生は多くなかった。

6. 考察

(1) 学生アンケート調査から考えられる ソーシャルワーク教育方法

「社会福祉」を学ぶ理由に関する各調査項目に「はい」と答えた学生の自由記述から、私たちの生活と関係が深い科目であることを理解できた学生が多いことが確認できた。一方、「いいえ」と答えた学生の自由記述には、「難しい」という意見も見られた。社会福祉は私たちがより良い生活を送るうえで必要なものであるということは講義を通して伝えてきたが、社会福祉の科目を制度や具体的なサービスの内容を覚えることを目的とした科目だと捉えてしまうと、難しさが先行するだろう。今後は、保育士資格取得を目指す学生が社会福祉に関心が持てるよ

うに、講義方法を工夫しなければいけないことが明らかになった。そして、講義の工夫については、表3の結果から考察する。

表3の「社会福祉」の授業を受講して関心を持った内容については、「少子高齢社会」と「障害者福祉」とする学生が多いことが確認できる。「少子高齢社会」については、新聞記事等を用いて具体的に少子高齢社会の現状について説明した。その後、少子高齢社会の問題点をグループで話し合い結果をまとめるという授業を行った。「少子高齢社会」という誰にも関係する社会問題を、新聞記事の紹介や学生同士の意見交換を通して理解することができたのだと考えられる。誰もが目にすることの多い新聞記事の活用、学生同士の意見交換とまとめ、それに対する教員の助言などによる効果は大きいと考えられる。また、「障害者福祉」に関心を示した学生の自由記述からは、他の授業でも学んだというコメントが見られた。他の科目で学習した内容と「社会福祉」を関連性をもって学習できたことから、いっそう関心が高まったものであり、保育士資格課程において開講される教科目の教育成果だと考えられる。講義を工夫するうえでは、教科目間において教育内容や情報を共有することも重要である。

(2) 保育士養成課程に求められるソーシャル ワーク教育のあり方

現代社会においては、子どもの健やかな育ちに欠かせない家族の機能や地域社会におけるつながりが弱まって

いると言われている。保育士は、子どもへの保育を通して、子ども・子育て家庭を全体的に見ることのできる専門職である。よって、保育士には、保育ソーシャルワークを実践する能力が求められる。現在、社会福祉に関して法制化されている国家資格としては社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士があげられる。学生へのアンケート調査においては、社会福祉専門職に関心を持った学生数は少なかったが、効果的にソーシャルワークを展開するためには、これらの社会福祉専門職等との連携が必要である。よって、保育士養成課程においては、保護者との適切な関わりやコミュニケーションを通して子ども・子育て家庭にある生活問題を発見するといったソーシャルワークの基本的な能力を習得するための教育が必要である。保育士はソーシャルワークを中心的に行う専門職ではないが、子ども・子育て家庭にある様々な生活問題を発見し、他の専門職と連携して支援を行うことになる。このようなソーシャルワークの基本的な能力を身につけた保育士は、保育現場での実践を通してソーシャルワークの専門性も涵養されるのではないかと考える。

7. おわりに

本研究において、学生へのアンケート調査からソーシャルワーク教育方法の検討を行い、また、保育士養成課程に求められるソーシャルワーク教育について考察した。しかし、先述の通り、保育士養成課程においてソーシャルワークを教授する科目は広範囲にわたるため十分な結論までには至らなかった。そのため、今後も、担当する科目等を通してソーシャルワーク教育に関する研究を継続し、これらの課題を解決していきたい。

注

- 1). 経済的支援としては、離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的とした児童扶養手当、家庭等における生活の安定と児童の健全育成を目的とした児童手当などの制度がある。また、政府は、「子育て安心プラン」を平成30年度より本格実施し、待機児童問題解消を目指して保育施設の整備などが行われている。なお、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）の改正により、2017（平成29）年10月1日より、保育所に入所できない場合など育児休業が子が最長2歳に達

するまで取得可能になるなど、制度の充実が図られようとしている。

(http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/34_01.pdf)

- 2). ソーシャルワークの機能を整理する試みは数多くされてきたが、代表的なものとしては、仲介的機能、調整的機能、評価的機能、保護的機能、開発的機能などをあげることができる。

引用文献

- 厚生労働省, (2008)『保育所保育指針解説書』, フレーベル館.
- 高野亜紀子, (2013)「保育ソーシャルワークと保育士養成に関する一考察」, 東北福祉大学研究紀要第 37 巻, PP. 159-174.
- 杉野寿子, (2012)「保育士養成課程におけるソーシャルワーク教育: 倫理綱領作成演習からの考察」, 別府大学短期大学部紀要 (31), PP. 155-162.
- 山本佳代子, (2013)「保育ソーシャルワークに関する研究動向」, 山口県立大学学術情報第 6 号 [社会福祉学部紀要通巻第 19 号], PP. 49-59.
- 松本しのぶ, (2007)「保育士に求められるソーシャルワークとその教育の課題—地域子育て支援をめぐる動向から—」, 奈良佐保短期大学部紀要第 15 号, PP. 65-75.
- 田家英二, (2014)「保育士養成とソーシャルワーク」, 鶴見大学紀要第 51 号, PP. 19-21.
- 鶴宏史, (2009)『保育ソーシャルワーク論 社会福祉専門職としてのアイデンティティ』, あいり出版.
- 空閑浩人, (2015)『ソーシャルワーク』, ミネルヴァ書房.
- 川村隆彦・倉内恵里子著, (2017)『保育者だからできるソーシャルワーク 子どもと家庭に寄り添うための 22 のアプローチ』, 中央法規出版.
- 橋本好市・直島正樹編著, (2012)『保育実践に求められるソーシャルワーク 子どもと保護者のための相談援助・保育相談支援』, ミネルヴァ書房.
- 岩間伸之・白澤政和・福山和女編著, (2014)『ソーシャルワークの理論と方法 I』, ミネルヴァ書房.

Social-Work Education Required by Nursery Teacher Training Curriculum

TANAKA, Kousaku

Abstract

Since the Guidelines for Nursery Care at Day Nursery were revised in 2008, in addition to their duty to watch over children (care work), nursery teachers have been expected to show specialized expertise in providing the functions of social work for the guardians of the children. The curriculum for training nursery teachers requires nursery teachers to gain social-work knowledge. However, existing studies have reported that the curriculum for training nursery teachers has not had adequate debate or consensus of opinion on how social-work education should be conducted. Therefore, this study investigated the teaching method used for social work and discussed the way the social-work education required by the nursery teacher training curriculum should be conducted. This investigation and discussion was based on the results of a survey of students who took the present author's first "Social Welfare" course in the nursery teacher training curriculum that was offered during the first academic term of 2017. The results suggest that it is essential to design lectures so that (1) sources such as newspaper stories are used to generate interest in social problems and (2) these lectures allow the trainees to understand how social welfare organizations handle people's life-problems that are caused by such social problems. Additionally, it appears that the nursery teacher training curriculum needs to supply traditional knowledge of how to watch over children (do care work) as well as provide education that allows the trainees to develop the specific social-work skills in order to discover child, parenting, and family problems through proper interaction and communication with guardians.

Keywords: children, parenting, family support, nursery teacher, social work, care work